

報道機関 各位

令和6年6月21日(金) 発信
下水道課

下水道事業会計における消費税及び地方消費税の 中間納付遅滞に伴う延滞税納付事案発生のお知らせ

このたび、本市下水道事業会計における、消費税の納付遅滞が発生し、延滞税が課される事案が発生いたしました。市民の皆様にお詫び申し上げますとともに、下記の通りお知らせします。

1. 内容・経緯

令和5年度納付分の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」)は、令和4年度分の確定消費税が4,800万円を超えていたため、令和5年9月から令和6年6月の確定申告までに11回に分けて中間納付を行うことになっております。

これまでは、税務署から郵送された納付書により、支払いを行ってきたところです。

今回、令和5年度の11回目の中間納付(令和6年5月31日納付期限)につきまして、例月行っております前月の収支の確認作業を行う中で、納付されていないことが6月12日に発覚しました。

龍ヶ崎税務署へ確認したところ、行政サービスとして行ってきた中間納付分の納付書の送付について社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点により、とりやめたことが判明しました。

結果として、納付までの処理に時間を要し、中間納付期限の5月31日より遅滞が生じてしまいました。なお、これにかかる中間納付分及び延滞税の支払いは、令和6年6月21日に納付を予定しております。

【延滞税を含めた今回の納付額】 5,160,600円

	消費税等 中間納付分	発生した延滞税
公共下水道事業	5,130,900円	7,069円
農業集落排水事業	22,600円	31円
計	5,153,500円	7,100円

2. 原因

消費税等の納付に際し、令和6年5月納付分から、税務署からの納付書発送が省略され、e-taxによる納付方法に変更となっていたことを認識していなかったため。

3. 再発防止策

今後も税務署から消費税等の中間納付に係る納付書は発送されないため、消費税等の中間納付支払い期日を課員相互で確認し、再発防止に努めて参ります。

4. 市議会への報告事項

地方自治法第96条第13号において、普通地方公共団体の議会は、損害賠償の額について議決しなければなりません。地方公営企業法第40条第2項において、地方自治法の適用除外が準用され、損害賠償額の決定については、条例で定めるものを除き、適用しないとされています。

これに関連し、龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例第7条第3号において、損害賠償の額の決定においては、100万円を超える額と定められています。

本件において、延滞税は7,100円であり、条例で定める要件を満たさないことから、損害賠償事件として議会の議決を要しないものとなります。

なお、市議会への報告は、本日6月21日の市議会定例会閉会後に開催予定の全員協議会にて行います。

5. 市長コメント

本市下水道事業会計における、消費税等の納付遅滞が発生する事案が発生いたしました。不適切な事務処理事案が発生いたしましたことを重く受け止めますとともに、市民の皆様へ深くお詫び申し上げます。

今後、事務の見直しや制度の理解促進など、再発防止策を徹底してまいります。

令和6年6月21日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

本件に関する問い合わせ先

龍ヶ崎市 都市整備部 下水道課 担当:石井・林
TEL:0297-64-1111(内線450・454)